

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）



発行 東京都

十一地内

三 変更の概要 別図表示のとおり

## 目次

## 告示

○都道の区域変更（二件）…（建設局道路管理部路政課）…一

○都道の供用開始…（同）…四

○道路法による道路の占用を制限する区域の指定…

…（建設局道路管理部監察指導課）…四

## 公示

○住民監査請求に係る監査結果の公表…

…（東京都監査委員）…四

## 告示

## ●東京都告示第千百十六号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年十二月八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月八日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 川野上川乗  
二 變更の区間 西多摩郡檜原村字人里六千八百五十七番

別  
四

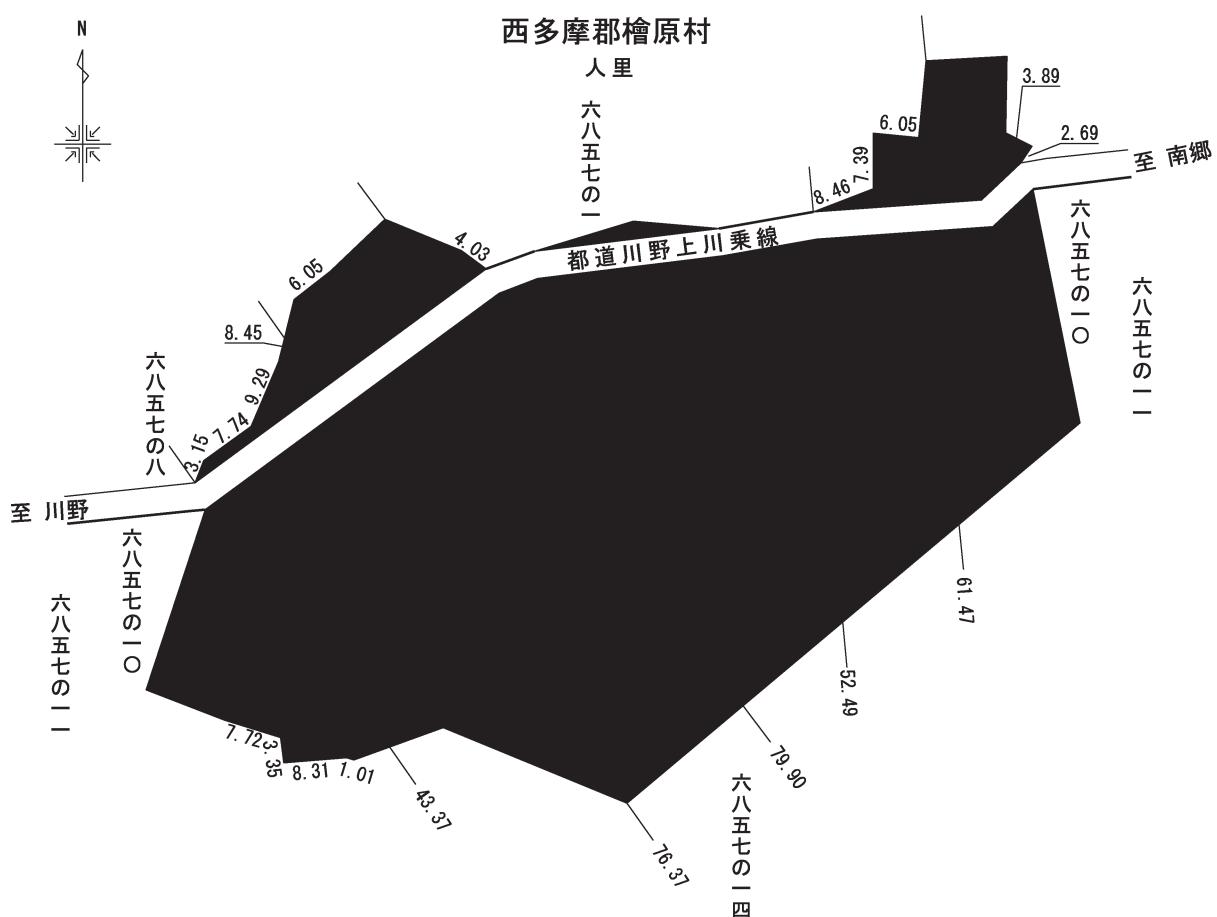
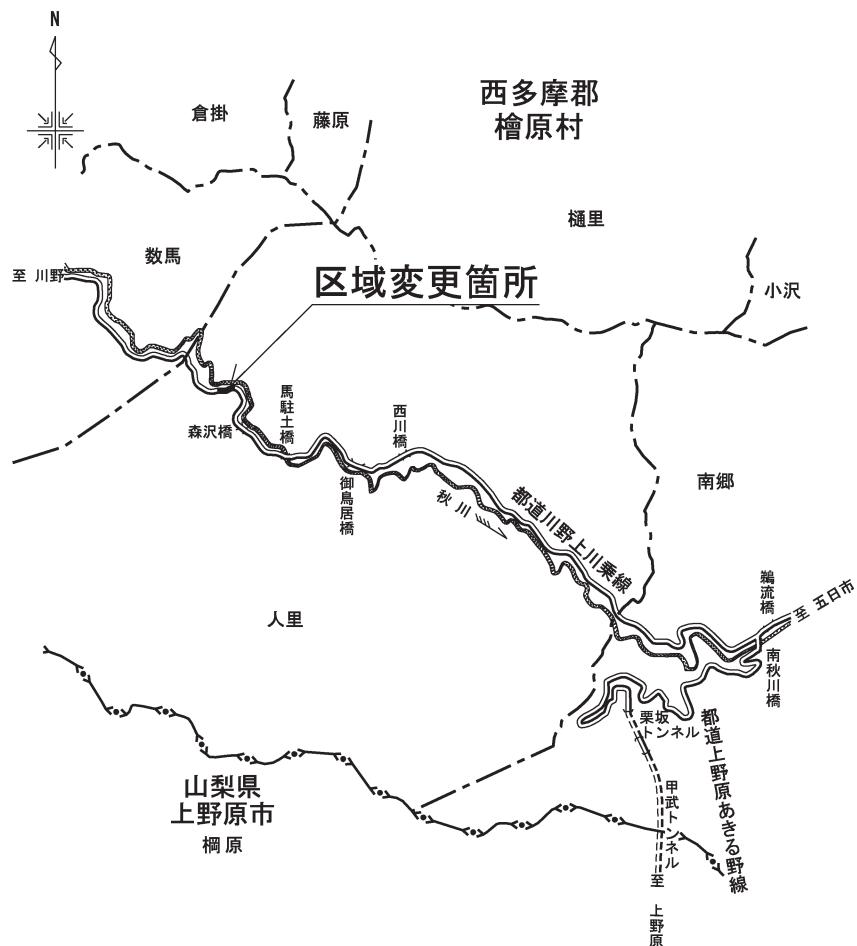
## 都道川野上川乗線区域変更略図

西多摩郡檜原村字人里地内

都道

編入区域

面積 延長 六、一三四・〇〇メートル  
五三六・一六平方メートル

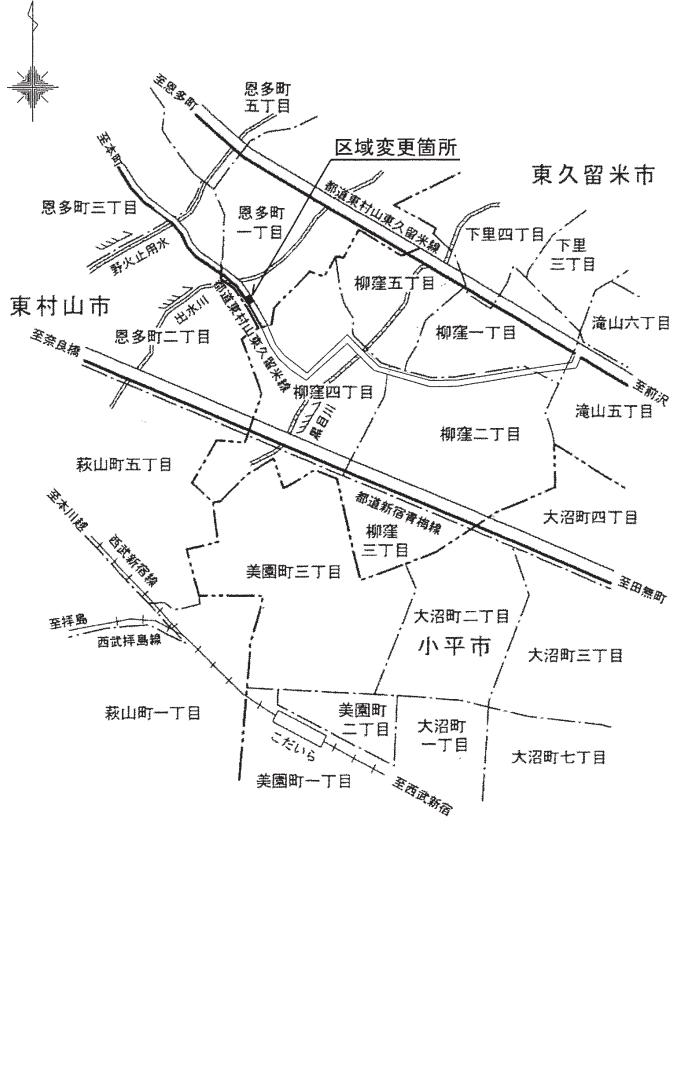


別  
圖

●東京都告示第千百十七号  
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項  
の規定により、都道の区域を次のように変更する。

## 都道東村山東久留米線区域変更略図

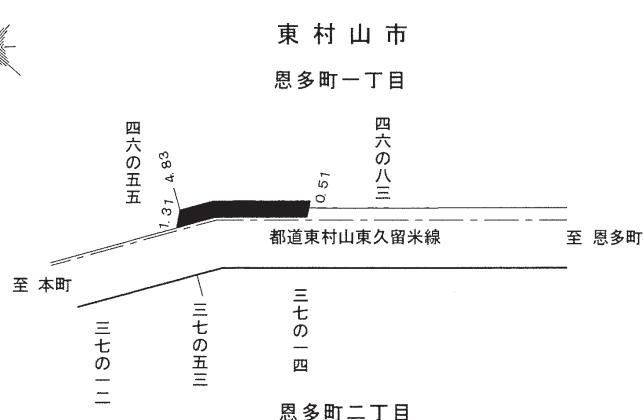
都 市 編 入 区 道 域 長 延 積 面



その関係図面は、令和七年十二月八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

東京都知事 小池百合子

三 変更の概要	別図表示のとおり
二 変更の区間	東村山市恩多町一丁目四十六番五十五地 先から同所同番八十三地先まで



(第18444号)

## ◎東京都告示第千百十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項

の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年十二月八日から起算して一週間東京都建設局道路管理部において一般の縦貫に供する。

令和七年十二月八日

東京都知事 小池百合子

## 一路線名

東村山東久留米

## 二 供用開始の区間

東村山市恩多町一丁目四十六番五十  
五地先から同所同番八十三地先まで

## 三 供用開始の期日

令和七年十二月八日

## ◎東京都告示第千百十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定する

こととしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和七年十二月八日から起算して一週間東京都建設局道路管理部において一般の縦貫に供する。

令和七年十二月八日

東京都知事 小池百合子

## 一路線名

東村山東久留米

## 二 占用を制限する区間

東村山市恩多町一丁目四十六番五十五地先から同所同番八十三地先まで

## 三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

## 四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

## 五 占用の制限の開始の期日

令和七年十二月九日

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果(令和7年11月17日付けで請求人に通知)を次のとおり公表する。

令和7年12月8日

東京都監査委員 保坂まさひろ

東京都監査委員 中村ひろし

東京都監査委員 茂垣之雄

東京都監査委員 後藤靖子

東京都監査委員 小粥純子

## 東京都公報

## 第1 請求の受付

## 1 請求人

(略)

## 2 請求の提出

令和7年9月19日

## 3 請求の内容

## (1) 請求の要旨

下記2点につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により、事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

ア（略）小学校校長A（以下「A」という。）は、別紙「一覧表」記載の時間「B」区立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程に基づく正規の手続を経ることなく執務の場所を離れた。別紙「一覧表」記載の時間に対する給与・期末手当・勤勉手当の支給は、違法又は不当であるから、別紙「一覧表」記載の時間に相当する給与・期末手当・勤勉手当相当額の損害が、東京都に発生している。したがって、Aの別紙「一覧表」記載の時間に相当する給与・期末手当・勤勉手当相当額を調査確定し、当該損害の補填のための必要な措置を講じることを請求する。

イ Aは、別紙「一覧表」二重下線部分記載の行為につき、旅費請求をしているので、別紙「一覧表」二重下線部分記載の行為について旅費を支出したことにつき、別紙「一覧表」二重下線部分記載の行為に対する旅費相当額の損害が東京都に発生している。したがって、Aの別紙「一覧表」二重下線部分記載の行為に対する旅費相当額を調査確定し、当該損害の補填のための必要な措置を講じることを請求する。

（2） 請求の理由

ア Aについて

Aは、令和3年4月1日、（略）小学校副校長から昇任する形で、（略）小学校（以下「当該校」という。）校長として着任した。

Aは、令和7年4月1日定期人事異動により、（略）小学校の校長として異動し

た。Aが当該校の校長であった期間は、令和3年4月1日から令和7年3月31日までである。

## イ 違法・不当な財務会計行為の概要

## (ア) 別紙「一覧表」の実証的根拠

別紙「一覧表」記載の行為は、いずれもAに係る令和3年度から令和6年度までのにおける休暇・職免等処理簿に記載がない（資料3、資料6、資料9、資料12）。

Aは、令和3年度から令和6年度までの間に、別紙「一覧表」のとおり、B区立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程（平成12年3月30日教訓令甲第12号、以下「B区立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程」という。）第4条第3項に定める正規の手続を経ることなく、執務の場所を離れた。

別紙「一覧表」は、下記資料を基に作成している。

## 記

## a 令和3年度

令和3年度当該校学校日誌（資料1）

b 令和3年度Aに係る旅行命令簿兼旅費請求内訳書（資料2）  
令和3年度Aに係る休暇・職免等処理簿（資料3）

## c 令和4年度

令和4年度当該校学校日誌（資料4）

d 令和4年度Aに係る旅行命令簿兼旅費請求内訳書（資料5）  
令和4年度Aに係る休暇・職免等処理簿（資料6）

## e 令和5年度

令和5年度当該校学校日誌（資料7）

f 令和5年度Aに係る旅行命令簿兼旅費請求内訳書（資料8）  
令和5年度Aに係る休暇・職免等処理簿（資料9）

## g 令和6年度

令和6年度当該校学校日誌（資料10）

h 令和6年度Aに係る旅行命令簿兼旅費請求内訳書（資料11）  
令和6年度Aに係る休暇・職免等処理簿（資料12）

## 東京都公務員

## (イ) 別紙「一覧表」の表記方法

a 別紙「一覧表」記載の行為のうち、下線のないもの

別紙「一覧表」記載の行為のうち、下線のないものは、旅行命令簿兼旅費

請求内訳書に記載がないので、学校日誌のとおりに引用した(資料1、資料

4、資料7、資料10)。

b 別紙「一覧表」記載の行為のうち、下線のあるもの

別紙「一覧表」記載の行為のうち、下線(単なる下線及び二重下線)のある

ものは、旅行命令簿兼旅費請求内訳書に記載があるので、旅行命令簿兼旅

費請求内訳書の表記のとおりに引用した(資料2、資料5、資料8、資料1

1)。

なお、別紙「一覧表」記載の行為のうち、二重下線のあるものは、旅行命

令簿兼旅費請求内訳書上、旅費が発生しているものである(資料2、資料5、

資料8、資料11)。

ウ Aの給料・旅費等を東京都が負担する法的根拠

Aは、B区立小学校の校長である。市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)以下「給与負担法」という。)第1条により「特別区」の「校長」

の「給料、…通勤手当、…管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手

当、…並びに旅費(都道府県が定める支給に関する基準に適合するものに限

る。)(以下「給料その他の給与」という。)は、「都道府県の負担」である。

B区には、令和3年度から令和6年度までの間、区費負担教職員の校長が存在しないので、Aは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)以下「地教行法」という。)第37条第1項に定める「県費負担教職員」である。

エ Aの「給与、勤務時間その他の勤務条件」及び「服務の監督」

(ア) 地教行法

地教行法第42条第1項に基づき「県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件」は「都道府県の条例で定める。」。

地教行法第43条第1項に基づき「市町村委員会は、県費負担教職員の服務を監督する。」。

同条第2項に基づき「県費負担教職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、当該市町村の条例及び規則並びに当該市町村委員会の定める教育委員会規

則及び規程(前条又は次項の規定によつて都道府県が制定する条例を含む。)に従い、かつ、市町村委員会その他の職務上の上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」。

## (イ) 東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例

「東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例(平成11年12月24日条例第115号)」(以下「都教委事務処理特例条例」という。)第1条及び第2条は、「区市町村立学校の職員の給料、旅費(…)(他の給与(…))の支給」に関する「事務」を、「各区市」(第2条第3号イ)に委任する。

したがつて、B「区市町村立の小学校…の校長」の「区市町村立学校の職員の給料、旅費(…)(他の給与(…))の支給」に関する「事務」につき、B区は、東京都教育委員会(以下「都教委」という。)から委任を受けている。

## (ア) 小括

Aは、県費負担教職員であるとともにB区立小学校の校長なので、地教行法第42条第1項、第43条第1項及び同条第2項の定めに従い、かつ都教委事務処理特例条例第1条及び第2条に基づき、B区が同人の「区市町村立学校の職員の給料、旅費(…)(他の給与(…))の支給」に関する「事務」を行う。

## 才 職務専念義務免除と別紙「一覧表」記載の行為との関係

## (ア)はじめに

別紙「一覧表」記載の行為は、いずれも執務の場所を離れるものではあるが、「(略)教研」「小体研」など一応の正当性があるような用務が記載されているので、以下、地方公務員の職務専念義務と、例外的に執務の場所を離れることが認められる理由(職務専念義務免除)、及び職務専念義務免除に必要な手続を整理する。

## (イ) 職務専念義務

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第35条は「職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と定める(職務専念義務)。B区立学校職員服務規程(平成12年3月30日教委訓令甲第9号)第9条は「職員は、勤務時間中みだりに執務の場所を離れてはならない。」と定める。

学校教育法(昭和22年法律第26号)第37条第4項によれば、小学校の

校長は「校務をつかさどり、所属職員を監督する。」ことが職務であるから、小学校の校長の「執務の場所」は、その所属する小学校である。

(ウ) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第22条第2項による職務専念義務免除

教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修業に努めなければならない(教育公務員特例法第21条第1項)。教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる(教育公務員特例法第22条第2項)。

(エ) 職務専念義務免除の申請手続

a 「本属長の承認」を得る手続

B区立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程第4条第3項によれば、職務専念義務免除の承認を受けようとする学校教育職員、県費負担教職員、非常勤教職員及び会計年度任用講師は、B区立学校職員服務規程第8条第3項に規定する休暇・職免等処理簿によりあらかじめ承認権者に申請し、承認を受けなければならない(資料13、資料14)。

b 「承認権者」は誰か

B区立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程第3条によれば、「B区立学校の校長」に対して、職務専念義務免除の承認をする者は、「B区教育委員会教育長」である(資料13)。

c 「承認を受ける」手続

B区立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程第4条第3項により「専念義務免除の承認を受けようとする学校教育職員、県費負担教職員、…は、服務規程第8条第3項に規定する休暇・職免等処理簿によりあらかじめ承認権者に申請し、承認を受けなければならない。」(資料13、資料14)。

(オ) 職務専念義務免除手続に関する小括

以上の理由から、B区立小学校の校長が「勤務場所を離れて研修」を受ける場合は、休暇・職免等処理簿により、あらかじめB区教育委員会教育長に申請し、承認を受けなければならない。

カ 別紙「一覧表」記載の行為は法令に基づく正規の手続を経たか

(ア) 休暇・職免等処理簿への不記載

別紙「一覧表」記載の行為は、一切休暇・職免等処理簿に記載されていない(資料3、資料6、資料9、資料12)。

別紙「一覧表」記載の行為は、一切休暇・職免等処理をしていないので、全てが「勤務場所を離れ」ることにつき「あらかじめ承認権者に申請し、承認を受け」るという正規の手続を経ていない。

(イ) 改正教育公務員特例法に基づく記録の不存在

「教育公務員特例法及び教職員免許法の一部を改正する法律(令和4年法律第40号)」が成立し、令和4年5月18日に交付され、令和5年4月1日に施行された。

当該改正によって、教育公務員特例法第22条の5が新設された。教育公務員特例法第22条の5第1項により「公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は」文部科学省令で定めるところにより、「当該校長及び教員ごとに」、  
「研修等に関する記録」を作成しなければならない。」ことになった。

請求人は、令和7年6月12日、Aの「任命権者」たる都教委に対し、対象情報を「令和5年度及び令和6年度当該校校長Aにかかる教育公務員特例法第22条の5第1項に(ママ)及び同条第2項に基づく研修記録」として公文書情報提供サービスに申請をした(資料15)。

しかし、当該申請は「情報提供依頼のあった教育公務員特例法第22条の5第1項及び第2項に基づく公文書情報は、取得していないため、存在しません。」という理由で、令和7年6月18日、却下された(資料15)。

Aが研修を受けたのであれば、都教委が「研修等に関する記録」の作成を懈怠する理由はない。都教委が「研修等に関する記録」を作成していないから、別紙「一覧表」記載の行為は、教育公務員特例法第22条第1項の「研修」にも当たらない。

なお、請求人は、対象情報を「令和5年度及び令和6年度当該校校長Aにかかる教育公務員特例法第22条の5第1項に(ママ)及び同条第2項に基づく研修記録」とする情報公開請求を、B区教育委員会(以下「区教委」という)に対しても行ったが、当該請求も「請求対象情報について、実施機関は作成又は取得していないため、当該情報は存在せず公開することができません。」といいう決定がなされた(資料16)。

キ 別紙「一覧表」記載の各行為時の「給与」、「期末手当」及び「勤勉手当」

## 東京都公務員

8

## (7) 本来支給されるべき金額

地方公務員法第35条、B区立学校職員服務規程第9条、及び学校教育法第37条第4項によれば、B区立小学校の校長は「勤務時間中みだりに勤務の場所を離れてはなら」ず、B区立学校職員服務規程第4条第3項に基づき「あらかじめ承認権者に申請し、承認を受け」という正規の手続を経てはじめて、教育公務員特例法第22条第2項に基づき職務専念義務が免除される。

Aは、別紙「一覧表」記載の行為時、休暇・職免等処理をしていないので、「勤務の場所を離れ」ることが認められていない。Aが、別紙「一覧表」記載の行為時、「勤務の場所を離れ」た事実が確認された場合、「勤務の場所を離れ」た時間に相当する分の給与は減額しなければならず、期末手当及び勤勉手当の無及び額も「勤務の場所を離れ」た時間があることを基に算出しなければならない。

## (4) 東京都に発生した損害

Aに対しては、別紙「一覧表」記載の時間「勤務の場所」にいたことを基に、学校職員の給与に関する条例(昭和31年9月29日条例第68号、以下「学校職員給与条例」という。)第3条に基づく給与、同条例第24条に基づく期末手当、及び同条例第24条の2に基づく勤勉手当を支給されている可能性が高い。Aに対し、前段落記載の給与、期末手当及び勤勉手当の金額が支給された場合、別紙「一覧表」記載の行為時に「勤務の場所を離れ」たことを基に算出した給与・期末手当及び勤勉手当の額との差につき、東京都に損害が発生している。

なお、別紙「一覧表」記載の行為のうち下線のないものは、旅行命令簿兼旅費請求内訳書に記載がされておらず、学校日誌にのみ記載されているから、B区教委が監督をすることがきわめて困難な状況で実行されたという悪質性がある。

## (4) 求める措置

東京都には、Aに対し返納を求めるなど、同人が東京都に与えた損害を填補する措置を求める。

## ク 別紙「一覧表」記載の行為に対する「旅費」の支出

## (7) はじめに

Aは、別紙「一覧表」記載の行為のうち、下線(单なる下線及び二重下線)の

あるものを、旅行命令簿兼旅費請求内訳書に記載した(資料2、資料5、資料8、資料11)。

Aにかかる令和3年度から令和7年度における旅行命令簿兼旅費請求内訳書によれば、別紙「一覧表」記載の行為のうち、二重下線部分には、「旅費」が請求されている(資料2、資料5、資料8、資料11)。

Aにかかる令和3年度から令和7年度における旅行命令簿兼旅費請求内訳書には、全て命令権者及び給与取扱者の捺印があるから(資料2、資料5、資料8、資料11)、別紙「一覧表」の行為の二重下線部分の全てに「旅費」が支給されている可能性がきわめて高い。

## (4) Aの「旅費」に関する根拠規程

## a 地教行法第42条第1項

地教行法第42条第1項により「県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件」は「都道府県の条例で定める。」。

## b 東京都教育関係職員の旅費支給規程

## I B区立小学校校長への適用

東京都「教育関係職員の旅費支給規程(昭和48年6月30日教育委員会訓令第18号)」(以下「教育職員旅費支給規程」という。)第2条第3号により「区市町村立の小学校…の校長」は、教育職員旅費支給規程における「教育関係職員」である。

## II 「旅行命令権者」は誰か

## i 教育職員旅費支給規程第1条

教育職員旅費支給規程第1条は、「職員の旅費に関する条例(昭和26年東京都条例第76号。以下「旅費条例」という。)を準用し、旅費条例第2条第1項第4号は、「旅行命令権者」を「任命権者若しくは任命権者の委任を受けた者」と定める。

## ii 任命権者

地教行法第37条第1項により、「県費負担教職員」の「任命権」は、都道府県教育委員会に属する。B区立小学校の校長の「任命権者」は、都教委である。

## iii 任命権者の委任を受けた者

都教委事務処理特例条例第1条及び第2条は「区市町村立学校の職員

## 報 公 部 岐 東

の給料、旅費(…その他の給与(…))の支給」に関する「事務」を、「各区市」(第2条第3号イ)に委任する。  
 したがって、B「区市町村立の小学校…の校長」の「旅費」に関する「事務」につき、「任命権者」たる都教委の「委任を受けた者」は、B区である。

## (ウ) 支給の当否

Aは、別紙「一覧表」記載の行為につき、休暇・職免等処理を一切していないので、「勤務の場所を離れ」ることにつき「あらかじめ承認権者に申請し、承認を受け」ていないから、そもそも「勤務の場所を離れてはならない。」

「勤務の場所を離れてはならない。」にもかかわらず、「勤務の場所を離れた行為に対して「旅費」を支給することは、違法又は不当である。

## (エ) 東京都に発生した損害

東京都には、別紙「一覧表」二重下線部分の行為に対する「旅費」相当額の損害が発生している。

## (オ) 求める措置

東京都には、対象職員にかかる別紙「一覧表」記載の行為のうち二重下線部分の行為に対する「旅費」相当額を確定の上、同人に返納させるなど東京都に与えた損害を填補する措置を求める。

## (カ) 令和6年1月29日外出の悪質性

## (チ) 背景事情(令和4年度から令和6年度までの間に生じたいじめ重大事態)

## a 令和4年度いじめ1号2号重大事態

請求人の長男((略)、以下「X」という。)は、令和4年度5月10日ころから6月10日までの間に当該校2年1組の児童らから集団でいじめを受けたことにより、同6月20日から不登校となり(いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項第2号重大事態)、Xは、令和4年1月5日、心的外傷後ストレス障害の診断を受けた(以下「令和4年度いじめ1号2号重大事態」という。資料1-7、資料1-8)。

## b 令和5年度いじめ1号2号重大事態

令和5年度6月9日ころ、当該校6年1組在籍の男子児童Cが、当該校6年1組に在籍する他の児童の暴行により骨折する1号重大事態が発生し(いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号)、後にCが不登校となつた結果、

同法第28条第1項第2号に基づく重大事態にもなつた(以下「令和5年度いじめ1号2号重大事態」という。)。

## c 令和6年度いじめ1号重大事態

令和6年度1月28日放課後遊びの時間、当該校校庭で、4年1組Dが、Eを引き倒した上、同人の背中、腰等を10回から15回に渡つて足で踏み、止めに入つたFを引き倒した上、足で踏んで左鎖骨を骨折させたことにより、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に基づく重大事態となつた(以下「令和6年度いじめ1号重大事態」という。)。

## d 各いじめ重大事態の存在及び内容

## I 令和4年度いじめ1号2号重大事態

令和4年度8月、いじめ防止対策推進法第24条に基づき、B区教委が、当該校を支援して、同法第23条第1項及び第2項に基づく事実確認をし、Aが、令和4年度8月27日実施の2年1組保護者会(以下「8月27日保護者会」という。)で報告をした(資料1-7)。

当該報告内容は、令和4年度8月24日、当該校の校長室において、

A及び副校長Gが、B区教委統括指導主事H及び同指導主事Iの立会いの下、X及びその両親(請求人を含む)に対して説明をした上、原稿の内容を確定し、請求人に対し原稿を手交したものである(資料1-7、以下、同原稿を「8月27日保護者会原稿」といい、同面談を「8月24日面談」という。)。

## II 令和6年度いじめ1号重大事態

令和6年度いじめ1号重大事態が発生した4年1組は、Xのクラスであり、Dを制止したのは4年1組の児童保護者であった。B区教委が当該校を支援して(いじめ防止対策推進法第24条)、当該校が事実確認の上(同法第23条第1項及び同条第2項)、令和6年度いじめ1号重大事態の存在及び概要を令和6年1月2月4日実施の4年1組保護者会で報告した(以下「令和6年1月2月4日保護者会」という。資料1-9)。

## III 令和5年度いじめ1号2号重大事態

令和5年度いじめ1号2号重大事態の被害児童は、その妹(J)がXのクラスに在籍していた。令和6年1月2月4日保護者会において、令和5年度いじめ1号2号重大事態の被害児童(C)の母が、Jの母として挙手

## 都 市 公 告

の上、令和5年度いじめ1号、2号重大事態を打ち明けた(資料1-9)。

(イ) 令和6年度いじめ1号重大事態とAの動向

a 令和6年度いじめ1号重大事態発生当日の動向

令和6年11月28日(木)、Aは「12:00～17:00 研究発表会 境南小」に外出していた(資料1-1)。当該外出は、休暇・職免等処理簿に記載がないので(資料1-2)、Aは「執務の場所を離れてはならな」かった。

令和6年度いじめ1号重大事態は、Aが「執務の場所を離れてはならな」かった。令和6年度旅行命令簿兼旅費請求内訳書記載に発生した。

b 令和6年度いじめ1号重大事態発生翌日の動向

令和6年度旅行命令簿兼旅費請求内訳書によれば、11月29日(金)、Aが「13:20～17:00 校長研修東京日本橋タワー」に外出したこと記載されている(資料1-1)、以下当該記載に該当する外出を「令和6年11月29日外出」という。)

令和6年11月29日外出は、休暇・職免等処理簿に記載がないので、Aは「執務の場所を離れ」ることが認められるものではない。

c 「13:20～17:00 校長研修」は実在するか

I B区教委実施の研修の不存在

B区教委は、研修施設として(略)教育センターを有しているから、校長研修を東京日本橋タワーで行うことはない。

B区教委には、「令和5年度及び令和6年度当該校校長Aにかかる教育公務員特例法22条の5第1項及び同条第2項に基づく研修記録」が存在しないことからも(資料1-6)、B区教委は令和6年11月29日に「東京日本橋タワー」で「校長研修」を実施していない。

II 都教委実施の研修の不存在

都教委は、令和6年当時、区市町村立学校の校長研修を直接行っていない。

また、都教委には「令和5年度及び令和6年度(略)小学校校長Aにかかる教育公務員特例法22条の5第1項に(ママ)及び同条第2項に基づく研修記録」が存在しないことからも(資料1-5)、都教委は令和6年11月29日に「東京日本橋タワー」で「校長研修」を実施していない。

III NITS実施の研修の不存在

独立行政法人教職員支援機構(NITS)ホームページ掲載の「令和6年度職階別中央研修実施要綱」によれば、令和6年11月29日に実施した校長研修はオンライン形式である(資料2-0-1、資料2-0-2)。NITSは、令和6年11月29日に「東京日本橋タワー」で「校長研修」を実施していない。

## IV 小括

以上のとおり、Aに係る令和6年度旅行命令簿兼旅費請求内訳書記載の「13:20～17:00 校長研修東京日本橋タワー」については、B区教委、都教委、又はNITSのいずれも実施していない。

「13:20～17:00 校長研修東京日本橋タワー」は、実在しなかつた可能性がきわめて高い。

「13:20～17:00 校長研修東京日本橋タワー」が実施され、なかつた場合、Aが「13:20～17:00 校長研修東京日本橋タワー」の用務に対する旅費504円を受領した行為につき①B区を被教団者、東京都を被害者として旅費を被害額とする詐欺罪が成立する上(刑法第246条第1項)、②旅行命令簿兼旅費請求内訳書(資料1-1)の作成につき虚偽公文書作成罪が成立するとともに(刑法第156条)、③旅行命令簿兼旅費請求内訳書(資料1-1)の提出につき同行使罪(刑法第158条)が成立し、②と③が準連犯となった上、これと①とが準連犯となる(刑法第54条第1項)。

○ 地方自治法第242条第2項ただし書「正当な理由」

地方自治法第242条第2項ただし書「正当な理由」があるときは、当該行為がきわめて秘密裡に行われ、一年を経過した後はじめて明るみに出たような場合、あるいは天変地異等による交通途絶により請求期間を徒過した場合などのように、当該行為のあった日又は終った日から一年を経過したものについては、特に請求を認めるだけの相当な理由がある時を指すとされ、正当な理由の有無は、住民が相当の注意力をもって調査した時、客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解されるときから相当の期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。

Aの休暇・職免等処理簿及び旅行命令簿兼旅費請求内訳書は、個人情報を除き、情報公開請求が可能であったから、請求人は、別紙「一覧表」記載の行為が秘密

## 報 公 都 岐 東

裡に行われたという主張をするつもりはない。

しかし、Aが、正規の手続を経ずに「勤務の場所を離れ」たこと、及び「旅費」を請求したことは、情報公開請求をし、対象情報が公開されてはじめて「知ることができ」るものである。

請求人が対象教員にかかる令和3年度から令和6年度までの旅行命合簿兼旅費請求内訳書、並びに令和3年度及び令和6年度の休暇職免等処理簿の情報公開決定を受けたのは、令和7年6月25日である(資料2-1、以下、同決定を「7情第4-3号決定」という。)。7情第4-3号決定によれば、公開された情報は「令和7年6月26日」になつてはじめて「知ることができ」る。

本件措置請求は、令和7年6月26日から3か月以内に行われているから、「当該行為を知ることができたと解されるときから相当の期間内に監査請求をした」といえる。

## サ 結語

よつて、請求の要旨記載の措置を求める。

(3) 関連事情  
ア はじめに

別紙「一覧表」記載の用務のうち、都教委・B区教委職員へのヒアリングによって性質を判明させることができないものについて説明をした上、別紙「一覧表」記載の行為の調査方法について進言をする。

イ 令和4年8月26日「一水会」(別紙「一覧表」第2⑬)  
(ア) 「東京都一水会」とは

東京都一水会ホームページ「代表の挨拶」によれば、「東京都一水会は、東京都の小学校の教員のうち、「東京都一水会」は、「東京都の教育を担う管理職や4級職教諭、主任教諭を育成することを大きな目標としています。」「昭和四十三年の結成以来、数々の先輩方から受け継いだ熱意ある研修を通して、その役割を果たしてきました。」とあり、トップページによれば、校長選考研修会・主幹教諭選考研修会などを行っている(資料2-2-1、資料2-2-2)。教員自身の昇任のための研修であるので、通常の感覚を有する一般的な教員は、休暇をとつて出席する。Aが、学校日誌に「一水会」への出席を記載したのは、令和4年8月26日ただ一度である(資料1、資料4、資料7、資料10)。

## (イ) 令和4年8月26日に關する背景事情

Aは、8月24日面談において確定した8月27日保護者会原稿とは別に、自身で書面を作成し(以下、同書面を「8月26日A配付書面」という。資料2-3)、8月26日職員朝会において全教職員に配布した後、午前9時から定例校長会のためにB区役所に外出し、「14:30一水会ベルクラシック東京」に外出した(資料1)。

8月27日保護者会原稿には、「③学校の反省」として「5月19日の私の聞き取りの時点で、どんなことがあったのかという事実確認が丁寧にできていれば、その後の2件目、3件目も起こらなかつかもしません」というAにきわめて不利益な情報があるが、8月26日A配付書面には当該情報はない。

Xは令和4年6月20日から一度も登校していないが(資料2-4)、8月26日A配付書面には、Xに対し「6月29日(水)K教諭が感想文を書くよう声かけをする」「6月30日(木)校長が『じやれてたんじやない?』と言う」など明らかな客観的事実と異なる記載がある(資料2-3)。

以上の事情から、Aは、令和4年度いじめ1号2号重大事態に關し、当該校の教職員から質問を受けることを回避する目的で、「14:30一水会ベルクラシック東京」に外出し、「勤務の場所を離れた」可能性が高い。

(ウ) 令和6年11月29日「13:20~17:00校長研修」の不開催  
東京都一水会の「校長研修会」は、校長選考研修会の略なので、令和6年11月29日「13:20~17:00校長研修「東京日本橋タワー」は東京都一水会に関する記載ではない(資料2-2-3)。

東京都一水会は「研究会」の名目でも、令和6年11月29日に活動をしていない(資料2-2-4)

## ウ 「全連小」

別紙「一覧表」第1⑩、第2⑪及び⑫、第3⑪及び⑫などにある「全連小」は、「全国47都道府県の小学校校長会の連合会」である(資料2-4-1)。休暇・職免等処理簿によりあらかじめ承認権者に申請し、承認を受けたのであれば、「勤務の場所」を離れることも許容されるだろうが、Aは、別紙「一覧表」記載の行為を一切休暇・職免等処理簿に記載していないので、「職場を離れる」とは許容されない。

なお、「全連小」は、令和6年11月29日に「校長研修」を実施していない(資料2-4-2、資料2-4-3)。

## 東京都公報

## エ 「小体研」

## (7) 前年度(令和4年度)比1.8倍増の理由

別紙「一覧表」記載の行為が、令和4年度の27件に比して、令和5年度には49件と1.8倍増した理由は、Aが、令和5年度から、東京都小学校体育研究会(略)になつた影響が大きい(資料25-1・58頁、資料25-2・56頁)。

## (4) 「小体研」とは何か

「令和7年度東京都小学校体育連盟東京都小学校体育研究会資料」表紙及び同10頁「東京都小学校体育研究会会則」によれば、小体研とは、東京都小学校体育研究会の略である(以下「小体研」とい)。資料26)。東京都小学校体育研究会会則第2条によれば、東京都小学校体育研究会は、東京都における小学校の体育の振興をはかることを目的とする(小体研会則第1条、資料26)。

## (5) 調査方法に対する進言

## (7) 進言

別紙「一覧表」記載の行為について調査するにあたっては、Aの供述を軽々に信用せず、当該供述を裏付ける客観証拠の存在を確認することを求める。

## (4) 理由

Aは、本書面「(3) 関連事情」イ「(イ) 背景事情」記載のとおり、令和4年度いじめ1号2号重大事態に関し、B区教委が当該校を支援して行った調査結果(8月27日保護者会原稿、資料17)とは異なる書面(資料23)を作成して当該校職員に配布するなど、隠ぺいと評価し得る言動を多々積み重ねている。

## (6) 調査事項に関する例示

(ウ) たとえば、令和6年11月29日「13:20~17:00 校長研修 東京日本橋タワー」の存否を確認するにあたっては、東京日本橋タワーに対し、令和6年11月29日「13:20~17:00」に「校長研修」が実施されたか、実施主体等を照会するなど、客観証拠の存在を確認することが必要である。請求人が、令和7年9月18日、東京日本橋タワー(略)、資料27)に電話して、去年の秋に教員の研修が行われたかを聞いたところ、テナントが多いので不明だが、研修をするのであればベルサール東京日本橋であろうと教示された。

そこで、請求人が、ベルサール東京日本橋(略)に電話したところ(資料28)、

令和6年11月29日に学生向けの研修が行われたことは手帳に書かれてあるが、教員向けの研修が行われたことは書かれていない旨の回答を受けた(資料29、資料30)。

以上のとおり、令和6年11月29日「13:20~17:00 校長研修 東京日本橋タワー」については、B区教委・都教委・東京都一水会・「全連小」のいずれも研修を実施していない。かつ東京日本橋タワーにあるベルサール東京日本橋にも該当する実施記録がない。Aの供述のみによって、令和6年11月29日「13:20~17:00 校長研修 東京日本橋タワー」が実施されたことを認定することがあってはならない。

## (4) 別紙 一覧表(略)

## (5) 事実証明書

資料1	学校日誌 令和3年度
資料2	旅行命令簿兼旅費請求内訳書 令和3年度
資料3	休暇・職免等処理簿 令和3年度
資料4	学校日誌 令和4年度
資料5	旅行命令簿兼旅費請求内訳書 令和4年度
資料6	休暇・職免等処理簿 令和4年度
資料7	学校日誌 令和5年度
資料8	旅行命令簿兼旅費請求内訳書 令和5年度
資料9	休暇・職免等処理簿 令和5年度
資料10	学校日誌 令和6年度
資料11	旅行命令簿兼旅費請求内訳書 令和6年度
資料12	休暇・職免等処理簿 令和6年度
資料13	B区立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程
資料14	B区立学校職員服務規程
資料15	公文書情報提供サービス(教育委員会)
資料16	可否決定通知書
資料17	8月27日保護者会原稿
資料18	診断書
資料19	令和6年12月4日保護者会議事録

資料 2 0 - 1 N I T S のホームページをダウンロードしたもの

資料 2 0 - 2 令和6年度職階別中央研修 実施要綱

資料 2 1 司否決定通知書（7情第43号）

資料 2 2 - 1 東京都一水会のホームページをダウンロードしたもの

資料 2 2 - 2 東京都一水会のホームページをダウンロードしたもの

資料 2 2 - 3 東京都一水会のホームページをダウンロードしたもの

資料 2 3 8月26日A配付書面

資料 2 4 令和4年5月～7月におけるXの出席簿

資料 2 5 - 1 令和5年度東京都小学校体育研究会研究集録

資料 2 5 - 2 令和6年度東京都小学校体育研究会研究集録表紙及び56頁

資料 2 6 令和7年度東京都小学校体育連盟東京都小学校体育研究会資料

資料 2 7 NAVITIMEのホームページをプリントアウトしたもの

資料 2 8 ベルサール東京日本橋のホームページをプリントアウトしたもの

資料 2 9 請求人のiPhoneの通話履歴のスクリーンショット

資料 3 0 反証書

資料 3 1 令和3年度B区修予定表

#### 4 請求の要件審査

本件請求は、令和3年度から令和6年度までにおいて行われたAへの給与・期末手当・勤勉手当及び旅費（以下「給与等」という。）の支給に係る都の公金支出を対象としているものと解される。

地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。また、請求期間について、法第242条第2項では、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることはできないとされ、正当な理由があるときはこの限りでないと定めている。令和6年9月18日以前に行われたAへの給与等の支給に係る都の公金の支出については、都の財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を超過している。

当該令和6年9月18日以前の都の財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過した行為を請求の対象としていることについて、請求人は、その正当な理由として、支給の違法又は不当を基礎づける資料の情報公開請求をし、対象情報が公開されてはじめて知ることができるものであり、請求人が区から情報公開決定を受けたのは、令和7年6月25日であるから、その翌日から3か月以内に行われている本件請求は、「当該行為を知ることができたと解されるときから相当の期間内に監査請求をした」といえると主張している。

この正当な理由について、法第242条第2項ただし書にいう正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきであるとされている（最高裁判所平成14年9月12日判決）。また、地方公共団体の住民は、条例に基づき、実施機関に対し、財務会計上の行為の完了の日と近接した日から、当該行為に関する公文書の開示請求をすることができ、当該住民は、財務会計上の行為について監査請求をする前提として、同条例に基づく開示請求をすることで相当の注意力をもって調査したことになり、逆に開示請求をしないままいる場合には相当の注意力をもって調査したとはいえないと解するのが相当とされている（東京高等裁判所平成19年2月14日判決）。

この点、B区の開示状況を確認したところ、請求人が情報公開決定を受けた資料に

については、区教委等の実施機関が保有している時点から開示請求可能な資料であった。

そうすると、Aに対する令和3年度から令和6年度における給与等の支給のうち、令和6年9月18日までに支給されたものについては、請求人が区に開示請求を行ったのが、令和7年5月29日であり、当該開示請求に最も近接した令和6年9月18日の支給からも8か月以上経過していることになるから、本件請求は、地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解されるときから相当な期間内に監査請求をしたとはいえず、請求期限を徒過していることについて、「正当な理由」は認められない。このため、請求から1年を経過している令和6年9月18日以前に行われたAへの給与等の支給に係る都の公金の支出については、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。

一方、Aに対する令和3年度から令和6年度における給与等の支給のうち、令和6年9月19日以降に支給されたものについては、都の財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年以内のものであり、法第242条所定の要件を備えている。したがって、令和6年9月19日以降に行われたAへの給与等の支給に係る都の公金支出について、監査を実施した。

## 第二 監査の実施

### 1 監査対象事項

Aへの給与等の支給について、その支給が適正に行われているかについて監査対象とする。

### 2 監査対象局等

教育庁を監査対象とした。

また、B区教委に対して法第199条第8項の規定に基づく関係人調査として、関係帳簿等の調査を令和7年10月23日に行った。

### 3 証拠の提出及び陳述等

法第242条第7項の規定に基づき、新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。請求人は、追加の証拠を提出し、令和7年10月21日に、監査委員は、請求人及び監査対象局職員の陳述の聴取を行った。その際、法第242条第8項の規定に基づき両者を立ち会わせ、請求人に対し、監査対象局職員の陳述に対する意見の聴取を行った。